

地方消費税率引上げ分の地方消費税交付金充当事業（令和３年度当初予算）

消費税率の引上げにより、本町の地方消費税交付金は増収となっておりますが、その増収分は社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費に充てなければなりません。
令和３年度当初予算においては、以下の事業に充当しています。

（歳入）

・地方消費税交付金（社会保障財源化分） 61,100千円

（歳出）

・社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費 746,397千円

【社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

事業名	事業費	財源内訳		一般財源のうち交付金
		特定財源	一般財源	
国民健康保険事業	58,248	28,797	29,451	61,100
介護保険事業	191,568	16,335	175,233	
後期高齢者医療保険事業	55,063	40,452	14,611	
障害者相談支援事業	6,979	0	6,979	
重度心身障害児（者）医療事業	24,297	12,148	12,149	
障害者自立支援事業	144,908	106,237	38,671	
中山間地域介護サービス事業	7,300	3,650	3,650	
訪問入浴介護事業	3,135	0	3,135	
私立保育所運営事業	215,599	141,534	74,065	
予防接種事業	16,952	1,313	15,639	
総合健診事業	15,341	957	14,384	
母子保健事業	7,007	852	6,155	
合 計	746,397	352,275	394,122	61,100